

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^た為^め情報 (6)

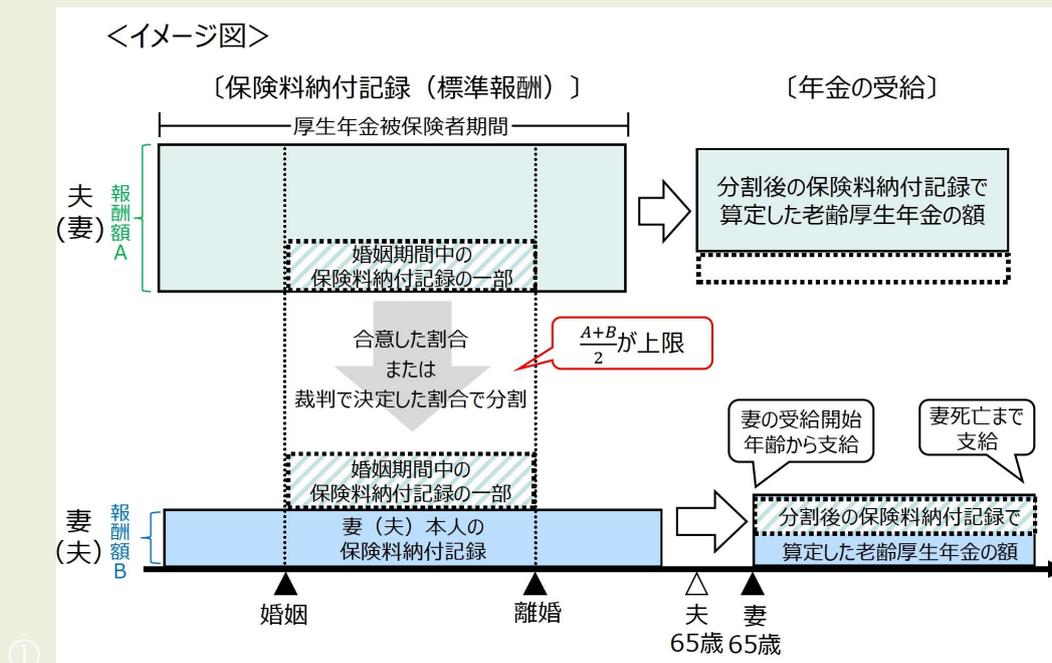
離婚したら年金ってどうなる？

年金委員のみなさんが知っておくためになる「年金委員^し知^{ため}つ^た為^め情報」。今回のテーマは「離婚したら年金ってどうなる？」。離婚した場合、公的年金制度には、民法における離婚時の財産分与請求権の考え方を踏まえた、離婚時の年金分割制度という仕組みがあります。いろいろあるのが人生です。周りにこのような人生の結末を迎えるご夫婦がいらしたら、離婚時の年金分割制度のこと、教えてあげましょう。

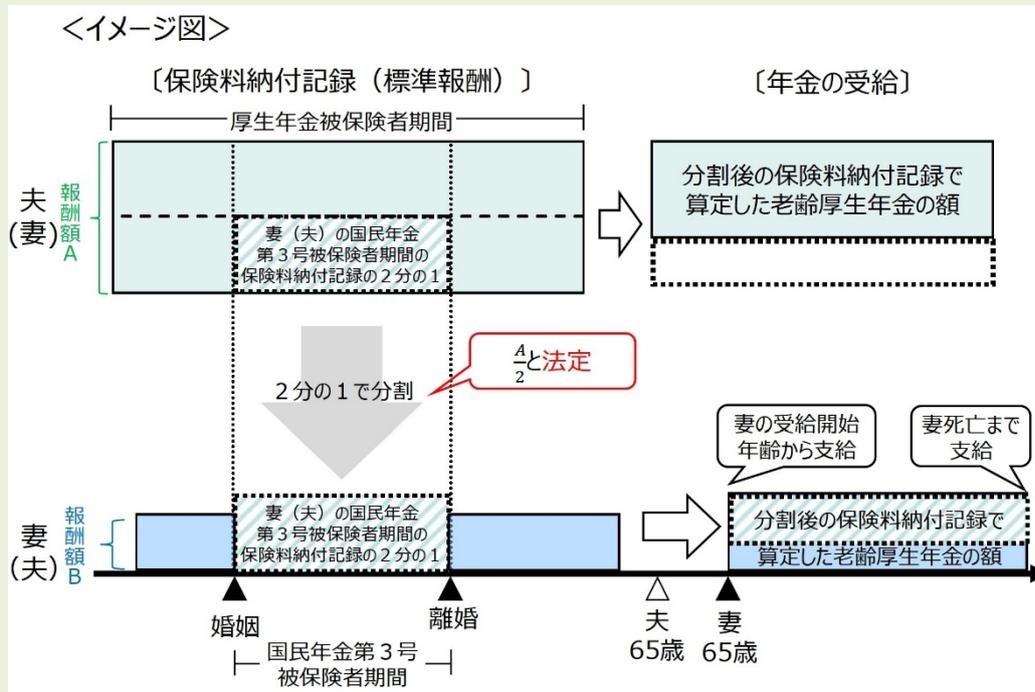
(1) ご夫婦の婚姻期間における保険料納付記録を分割

離婚時の年金分割制度は、婚姻期間中の厚生年金を計算するときに使う保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度で、分割された標準報酬に基づいて計算された厚生年金（基礎年金は分割の対象になりません。）を受給開始年齢になったときから受け取ることになります。離婚時の年金分割には、二通りのやり方があります。①合意による分割（合意分割）と②被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）です。

①合意による分割（合意分割）は、離婚されるご夫婦の双方からの請求により、ご夫婦両方が合意した分割割合で厚生年金の保険料納付記録を分割するものです。分割割合について合意がまとまらない場合は、ご夫婦のどちらか一方が求めることによって、裁判所が分割割合を決めることができます。この場合の分割割合は5割を上限とします。



②被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）は、国民年金の第3号被保険者であった人（夫あるいは妻）からの請求によって、相手方の厚生年金の保険料納付記録を分割します。分割割合は法律で2分の1ずつと決められています。この場合、ご夫婦の間で合意や裁判所の決定などがなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）が単独で請求することができます。



(2) 4月から離婚時の年金分割の請求期限が2年以内から5年以内に延長

離婚時の年金分割の請求期限は、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間（離婚した当事者の一方が相手方に対して財産の分与を請求できる権利がある期間）が2年とされていることを踏まえて、離婚した日の翌日から2年以内となっています。

令和6年の通常国会では「民法等の一部を改正する法律」が成立して、離婚時の財産分与請求権の除斥期間について、現行は離婚後2年間としていましたが、5年間に延長されました。これに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても、合意分割および3号分割ともに、現行の2年以内から5年以内に延長されました。施行は今年4月1日からで、施行日以降に離婚した場合に限ります（それ以前の離婚の請求期限は2年以内）。

年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (6)

令和8年度分の国民年金保険料の納付書が 4月になると送られてきます！

地域型年金委員のみなさんは、お住いの地域で日々、年金制度のことについて広報されていることでしょう。今回のテーマは「令和8年度分の国民年金保険料の納付書が4月になると送られてきます！」。令和8年度の国民年金保険料（令和8年4月分～令和9年3月分）は月額1万7,920円です。現金で保険料をお支払いする場合には、日本年金機構から送られてきたこの「国民年金保険料納付書」を使います。ご近所に国民年金に加入している方がいれば、4月になると、お手元に届いているはずですよ。

◆郵送されてくる納付書は4種類

日本年金機構は令和8年度分（令和8年4月分～令和9年3月分）の国民年金保険料の納付書を4月1日に郵送すると機構ホームページで広報しています。郵送されてくる人は、国民年金の第1号被保険者（自営業者・フリーランス・学生・無職の方など）の方です。

郵送されてくるものの中には、(1)国民年金保険料納付案内書(2)国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書(3)国民年金保険料納付書(4)リーフレット——の4点が同封されています。

(3)国民年金保険料納付書（「領収（納付受託）済通知書」と書かれた横3連の帳票です。）は、①令和8年4月分～令和9年3月分前納（1年前納）②上期前納（令和8年4月分～9月分の6カ月前納）③下期前納（令和8年10月～令和9年3月の6カ月前納）④各月——の4種類の納付書が同封されています。

<①>

国民年金保険料納付書（令和8年4月分～令和9年3月分前納）

<②>

国民年金保険料納付書（上期前納）

<③>



<④>



現金で保険料を納付する場合は、①1年前納（毎月納付より3,820円割引）②上期半年前納（毎月納付より870円割引）③下期半年前納（毎月納付より870円割引）④各月納付——のうちから自分が希望する納付期間分を選んで、その納付書を使って、銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで保険料を支払います。

2年分の保険料をまとめて前納することもできますが、2年前納用の納付書は同封されていません。2年前納を希望する方は、最寄りの年金事務所に問い合わせ、2年前納の納付書を送ってもらってください。令和8年4月分から令和10年3月分までの2年前納の納付期限は令和8年4月30日(木)までとなりますので、お早めにお問い合わせください。

◆納付書を使わない納め方もあります

納付書を使って現金で保険料を金融機関などで支払う方法のほかに、①口座振替（口座からの引き落とし）②クレジットカード③電子（キャッシュレス）決済④電子納付（Pay-easy）——の4つの納付方法があります。

①口座振替（口座からの引き落とし）で保険料を納めるには、同封されている(2)国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（年金事務所用）と国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）の太枠内に必要事項を記入の上（国民年金保険料口座振替依頼書のほうには記入の上、金融機関の届出印も押印）、「横3連」のまま切り離さないで、お近くの年金事務所または金融機関等または郵便局に提出してください。

②クレジットカードで保険料を納めるためには、日本年金機構のホームページに掲載の、あるいは年金事務所の窓口へ備え付けの「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要な事項を記入し、お近くの年金事務所にご提出ください。

③電子（キャッシュレス）決済を利用して保険料を納めるには、同封の納付書とスマートフォンを使って、決済アプリを利用して納付します。令和8年4月現在、利用できる決済アプリは、AEON Pay、au PAY、d払い®、PayB、PayPay、楽天ペイとなっています。

④電子納付（Pay-easy）で保険料を納めるには、同封の納付書（「領収（納付受託）済通知書」）の中段あたりに記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」をPay-easy(ペイジー)対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付することができます。